

# 平成31年度（31年4月1日～32年3月31日）安全衛生計画書

平成31年 4月 1日

株式会社 正栄組

基本方針	当社は「従業員の人命尊重」を基本理念として、安全衛生管理体制を確立し、それぞれの持ち場・立場での安全衛生活動を展開する。
------	--

安全衛生目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 死亡及び休業災害をゼロとする。</li> <li>2. 高所からの墜落・転落災害をゼロとする。</li> <li>3. 交通労働災害をゼロとする。</li> </ol>
--------	--

安全衛生上の課題及び特定した危険性又は有害性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鉄骨切断及びスラブ開口切り作業中に重篤な休業災害が2件発生している。</li> <li>2. 高所からの墜落災害が1件発生している。 KY活動で、高所からの墜落・転落災害が予測されている。</li> <li>3. 交通事故（物損）が1件発生している。</li> </ol>
------------------------	--

	管理者名	役職名	氏名
安全衛生管理体制	総括安全衛生管理者	代表取締役社長	檜村 伴睦
	安全衛生統括責任者	工事部長	高橋 幹夫
	雇用管理責任者	総務担当役員	檜村 珠子
	安全衛生推進者	安全委員長	柳田 浩範
		QM推進担当次長	幸尾 保
	安全衛生委員	高橋幹夫、結城晴夫 古家 守、河本 順	

平成31年度・スローガン  
「ヒヤリハット」みんなに伝えてリスクを共有「ゼロ災害」！！

重点施策	実施項目	目標	担当者	年間スケジュール												実施上の留意点	評価
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
安全衛生管理体制の確立	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全衛生協議会を充実させ、協力会社を含め全体一体となった活動を展開する。</li> <li>2. 過去に起こった災害があった作業については事前に打合せ、検討会を行う。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回 100%</li> <li>・当該作業 100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事担当責任者</li> <li>・工事部部長 職長</li> </ul>	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力会社から積極的に意見を聞き運営する。</li> <li>・休業災害又は重大な損害を起こした物について行う。</li> </ul>												
重機関連災害の防止	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重機作業では立入禁止措置を行う。</li> <li>2. 誘導員を配置する。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業前に 100%</li> <li>・ "</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職長・作業員</li> <li>・職長</li> </ul>	← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ←	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職長は巡回し確認する。</li> <li>・職長が事前に準備する。</li> </ul>												
切り・解体作業時の災害の防止	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業手順書を作成する。</li> <li>2. 作業開始前にミーティング（打合せ）を行う。</li> <li>3. 作業中の手順遵守を徹底する。</li> <li>4. 作業中の指導・監督を確実に行う。</li> <li>5. 作業開始ごとに各自、安全確認を行う。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始前 100%</li> <li>・作業開始前 100%</li> <li>・作業中 100%</li> <li>・作業中 100%</li> <li>・1日4回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職長</li> <li>・職長・作業員</li> <li>・職長</li> <li>・全作業員</li> </ul>	← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ←	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始前に必ず作成する。</li> <li>・朝礼後、休憩時、作業変更時に職長・作業員と一緒に確認する。</li> <li>・職長が1日2度巡回し指導する。</li> <li>・KYで決めた対策を実行する。</li> </ul>												
交通労働災害・車両事故の防止	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 毎日、運行前の車両点検の徹底及び運行経路の確認を徹底する。</li> <li>2. 安全運転5則を励行する。</li> <li>3. 車両バック時の誘導を実施する</li> <li>4. 運転中の携帯は厳禁とする。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行前 100%</li> <li>・運転時 100%</li> <li>・運転時 100%</li> <li>・運転時 100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者・運転者</li> <li>・運転者</li> <li>・運転者、作業員</li> <li>・運転者</li> </ul>	← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ←	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翌日の使用する車両の点検と運行経路の確認する。</li> <li>・運転マナー向上教育を行う。</li> <li>・誘導者の指示に従う。</li> <li>・運転マナー向上教育を行う。</li> </ul>												
安全活動計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現地KY活動</li> <li>2. 安全衛生パトロール</li> <li>3. 安全週間パトロール</li> <li>4. 衛生週間パトロール</li> <li>5. 4S運動</li> <li>6. ゴミの分別収集</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施率 100%</li> <li>・月1回</li> <li>・年1回</li> <li>・年1回</li> <li>・毎作業日</li> <li>・毎作業日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職長</li> <li>・安全衛生委員</li> <li>・事業主 安衛員</li> <li>・事業主 安衛員</li> <li>・職長、作業員</li> <li>・職長、作業員</li> </ul>	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業現場で行う。</li> <li>・点検表を使用し実施する。</li> <li>・社長等経営首脳が実施する。</li> <li>・社長等経営首脳が実施する。</li> <li>・現場のルールに従い実施する</li> <li>・容器を事前に準備する。</li> </ul>												

## 平成31年度 安全衛生行事予定表

行事項目	実施事項	目標	担当者	年間スケジュール												実施上の留意点	評価		
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1. 安全大会	年1回社員、協力会社事業主等の出席により開催し、災害防止意識の向上を図る。	年1回 6月	工事担当責任者			○												・年1回50名以上の出席により開催する。 ・開催役員については、事前に検討する。 ・開催通知は1ヶ月前に出す。	
2. 安全衛生協議会 定期総会	年度安全衛生管理活動の報告と、新年度安全衛生管理方針の周知徹底	年1回 4月	安全衛生委員会	○														・会社の年度方針を周知する。 ・前年度1年間の安全衛生活動を全協力会社に周知する。 ・2ヶ月前から場所、資料等を準備する。	
3. 安全衛生委員会	・災害防止活動に関する事項の審議 ・安全衛生マネジメントシステムの運用に関する事項の審議	毎月1回 原則第2月曜日	安全衛生委員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・開催日に次月開催日を決定する。 ・規定に定められた事項のうち開催月に該当する事項を審議する。 ・議事録を作成保存する。	
4. 工事部会	・労働災害防止対策の検討、翌日の取り組みの検討 ・危険性・有害性等の調査及び防止対策の検討審議	毎月1回	工事担当責任者 安全衛生推進者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・安全衛生基本方針に対し、具体的な実施計画を策定し、通達する。 ・毎月3週間前に開催通知を出す。	
5. 安全衛生協議会	・労働災害防止に関する協議事項の伝達、翌月の取り組みの検討 ・現場における危険性・有害性等の調査 ・安全衛生研修	毎月1回	工事部 安全衛生委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・協力会社に対し、毎月の安全衛生活動の取り組みを周知する。 ・開催通知は3週間前に出す。 ・開催通知には予定議題を入れる。	
6. 特別パトロール	全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始の活動として合同パトロールを実施する。	工事部で決定し、現場を実施	工事部 安全衛生委員会				○			○		○					・巡回予定は関係者で事前に打ち合わせる。 ・チェックリストを使用し実施する。		
7. 定期健康診断	・社員の健康管理のため健康診断を実施する ・特殊健康診断が必要な社員については、必要な都度実施する。	全社員100%	総務担当者							○					○	○	・実施結果については、総務部が指導、保管を行う。		

# 平成31年度 安全衛生教育計画表

教育項目	実施項目	目標	担当者	年間スケジュール												実施上の留意点		
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1. 安全衛生計画周知勉強会	年度安全衛生計画を全協力会社の作業員まで周知・徹底する。	全作業員 4月～6月	工事担当責任者 安全衛生推進者 協力会社	←	→													<ul style="list-style-type: none"> <li>協力会社又は現場事務所にて実施する。</li> <li>安全衛生方針、安全衛生目標、安全衛生計画等リーフレットを作成し、配付する。</li> </ul>
2. 雇い入れ時安全衛生教育	新規に雇い入れした社員に対し、法令で定められた教育を実施する。	新規雇い入れ時 随時	総括安全衛生管理者	←	→													<ul style="list-style-type: none"> <li>法定の項目を実施する。</li> <li>協力会社にも通知する。</li> <li>外部講師も検討する。</li> </ul>
3. 法定職長教育	新たに職長になる者に対し、法令で定められた教育を実施する。	新規指名時 随時	総務担当者 工事担当責任者	←	→													<ul style="list-style-type: none"> <li>法定の項目を実施する。</li> <li>協力会社にも通知する。</li> <li>外部講師も検討する。</li> </ul>
4. 職長能力向上教育	職長教育を修了し、5年以上経過した者に、職長能力向上教育を実施する。	該当職長 年1回	総務担当者 工事担当責任者	←	→													<ul style="list-style-type: none"> <li>法定教育修了者で補習教育が必要と認める者</li> <li>実施日数は1日とする。</li> <li>協力会社にも通知する。</li> <li>外部講師も検討する。</li> </ul>
5. 車両系建設機械運転者再教育	車両系建設機械の運転者で、資格取得後3年以上経過した者に対して実施する。	該当者 随時	総務担当者	←	→													<ul style="list-style-type: none"> <li>外部教育を受講させる。(建災防)</li> <li>協力会社にも通知する。</li> </ul>
6. 社員定期安全衛生教育	現業社員に対し、安全衛生教育を実施する。 過去の災害、物損事故の周知教育をする。	毎月1回 協議会	工事担当責任者 安全衛生推進者 工事部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>現業社員に受講させる。</li> <li>毎月の安全活動計画を周知する。</li> <li>現地KY、作業手順について指導する。</li> <li>協力会社作業員も参加させる。</li> <li>外部講師も検討する。</li> </ul>
7. 協力会社事業主安全研修	安全衛生協議会会員に対し、事業主安全研修を実施する。	年1回 6月	工事担当責任者 安全衛生推進者			○												<ul style="list-style-type: none"> <li>年1回受講する。</li> <li>受講者は、協力会社事業主又は管理責任者とする。</li> <li>外部講師も検討する。</li> </ul>
8. 特別教育	協力会社及び現場の要請に基づき、特別教育を実施する。 安全帯 (FH)	随時		←	→													<ul style="list-style-type: none"> <li>現場及び協力会社の要請に応じて実施する。</li> <li>外部教育も受講する。</li> </ul>
9. 作業員技術向上教育	工事部で資格取得の年間計画を立て実施する。	該当者 随時	総務担当者 工事担当責任者	←	→													<ul style="list-style-type: none"> <li>工事部で承認</li> </ul>